

## 織田信長の「天下」構想

文学研究科歴史学専攻

工藤 大輝

## 一．はじめに

信長は従来、革命児とよばれるような革新的人物であったといわれている。しかし近年の研究で信長は室町將軍足利義昭をあくまでも主君として立てたり、天皇の權威を重んじて皇室への手厚い奉仕を心がけたりする人物であった、とされている。ここでは信長の人物像を詳しく探っていくこととする。

## 二．信長の「天下」構想

信長は永祿十一年（一五六八）九月に足利義昭を奉じて上洛した。そして京都を掌握していた三好三人衆を撃破して畿内を平定し、義昭の入京に安堵した信長は美濃へ帰国した。しかし翌年一月五日に義昭が仮御所としていた京都本圀寺を三好三人衆が襲撃した（本圀寺の変）。しかし義昭自身の奮戦で三人衆らは本圀寺を落とすことができなかった。翌日、細川藤孝や三好義継、荒木村重らが救援に駆けつけ、桂川河畔で戦闘に及んだ。この戦闘では優勢となった足

利・織田方の勝利に終わった。この事件に関して「信長公記」では六日に三人衆の本圀寺急襲の報を岐阜で聞いた信長は単身大雪の中を京都へ向かった。この時付き従う人夫以下は大雪により凍え死んだ者もいたといい、その中でも信長はわずか十騎ばかりで三日かかるところを二日で走破し、本圀寺に駆け込んだ、とある。この件について神田千里氏は信長のこの行動は軍事的な意味ではなく、義昭への命がけの忠義を自ら実践することで周囲にアピールする意味があったという。

しかし、その後、信長は義昭と対立し天正元年（一五七三）に義昭を京から追放してしまふ。これについて脇田修氏は、「天皇は政治的かつ祭祀的に『天下静謐』に勤める役をもち、將軍はそれを補佐する役を負っている。（中略）天下静謐と天下安穩は天皇家や將軍家をこえて守るべき徳目だったのであり、この論理は逆にとれば、天下のためには將軍あるいは天皇すら容赦しないということになる。」と指摘している（註1）。

天皇の政治的役割とは廷臣や大名らの官途補任、僧侶の僧位僧官叙任、天台座主や興福寺別当など有力寺社を統括する職への補任であり、祭祀的役割とは災害や疫病の発生の際に有力寺社に祈祷を命じたりすることである。しかし義昭は天皇を補佐するという職務を怠慢していたため、信長は義昭を追放することで義昭に代わり天下静謐を自身の責務とした。天皇家に対しては、天正三、四年に起こ

た絹衣相論や興福寺別当職相論などにより政治判断の乱れが生じた際、信長は先例に基づいた朝廷の自律的判断を求めたが、期待しない落着に苛立ち、天皇を叱責した。

絹衣相論とは常陸の天台宗僧と真言宗僧の絹衣着用をめぐる争いが京都のそれぞれの本寺を巻き込み、それに朝廷の裁可が求められ、信長も巻き込まれた事件である。絹衣はもともと天台宗僧が着用するものであり、常陸の国衆江戸氏は天台宗寺院を外護していたため、常陸国内で天台宗が勢威を誇っていたが、時代が下るにつれて真言宗僧も絹衣を着用するようになった。この背景には江戸氏の真言宗への帰依があった。この争い以後奈良天皇は天文二十四年(一五五五)に天台宗僧の訴えを認める論旨を発した。しかし後奈良天皇の子正親町天皇が天正二年(一五七四)七月九日付で関東の天台宗・真言宗に宛てた論旨は真言宗僧の絹衣着用を認めるという父天皇の裁定を覆す内容のものであった。しかし翌年上乘院道順(正親町天皇の典侍万里小路房子の兄弟)が上洛し、蔵人右中弁の中御門宣教に前年の論旨を無効とする新たな論旨の作成を要請した。真言宗僧の絹衣着用を許可していかないにもかかわらず、勝手に許可したことを咎められた柳原資定(前年の論旨発給に関与)は六月に勅勘を被った。この頃相論を知った信長は奉行衆を設置し再審議を要請した(いずれの宗派に理があるかの判断には及んでいない)。

次の興福寺別当職相論とは大乘院前門主の尋円(関白九条尚経の

子)と東北院兼深(広橋兼秀の子で別当の次位である権別当)の興福寺別当職をめぐる争いである。大乘院家は兼深の別当補任に異を唱え、兼深の次期別当補任運動は興福寺内の門跡・良家の身分秩序を損ない、興福寺の決まりごとを壊す企みであるから、朝廷へ嚴重に訴え出てほしいという抗議であった。一方兼深は未探題のまま別に就いた先例をあげ、自らの正当性を主張した。探題とは興福寺の最大の法会である維摩会において堅義論議(僧侶の実力を検定する)の際に堅義者(受験者)に対し仏教諸学に関する十問を課し、最終的な決定を下す最高責任者である。しかし大乘院家や興福寺学侶らは兼深があげた先例は特例であるとして、兼深が別当となる資格を欠いていると主張した。そのような時に信長は上洛した。二条晴良宛ての書状によると、信長は六月七日に聖秀女王(正親町天皇の異母妹でその母は兼深の姉妹)の直談判を聞くと相違していることがわかり、従来の寺法に任せて晴良から命令を下されるのがよい、と判断を示し、八日に安土へ帰った。しかし天皇は尋円側からの抗議があつたものの、兼深を推すという女房奉書を出し、その判断を信長に伝えるために安土へ奉行衆を派遣した。これに信長は「笑止の沙汰」と憤り、兼深と奉行衆を処罰せよ、との最終的な判断を下した。兼深は権別当の職を解かれて寺外へ追放され、奉行衆は前年に与えられた所領を召し上げられ蟄居を余儀なくされた。これを見れば信長の怒りは天皇には及ばず、公家が犠牲となったかにみえた

が、信長が六月二十九日に烏丸光康・飛鳥井雅教両権大納言に宛てた書状に興味深い箇所がある。その箇所を現代語訳すると「そんなことをしていれば天皇の面目が失われます。そうなる私（信長）の面目も失われます。」となる。天下静謐のための戦いに忙殺されている傍らにその重要な構成体である朝廷が混乱しているのでは、自分の天下人としての責務が果たされず面目を失うと言っているのである。これに対して天皇は詫び状とよぶべき書状（註2）を信長に送った。それによると、天皇が信長の叱責に目を醒まし深く反省している様子がうかがえる。

このように信長は將軍や天皇に対して彼らの行動を叱責するほど天下静謐への思いが強かったことがわかる。

### 三. まとめ

信長は従来天皇や將軍など伝統的權威を否定し、彼らと戦うことで新たな国家を創り出そうとした「革命児」とする考え方があった。しかしこの考え方は戦後のもので、戦前は「皇国史観」による「信長勤王論」が語られてきた。このことに私たちは信長の従来の捉え方を再考しなければならないと考えた。

### 註

(1) 脇田修『織田信長 中世最後の覇者』（中公新書、一九八七年）

(2) 『東山御文庫所蔵史料』勅封二八函二・三

### 《参考文献》

金子拓『織田信長（天下人）の実像』（講談社現代新書、二〇一四年）  
 神田千里『織田信長』（筑摩書房、二〇一四年）  
 日本史料研究会編『信長研究の最前線』（洋泉社、二〇一四年）